

さくら小学校でペット同行避難訓練を行いました

「守口市災害時におけるペットとの避難マニュアル」の作成にむけて、令和5年1月にさくら小学校にて、自主防災組織も交えて、避難所ペット同行避難訓練を実施しました。

訓練では、ペットの飼い主に向けて備蓄品やしつけといった、日頃からの備えの大切さを説明し、指定避難所におけるペットの管理ルールについて共有しました。また、ペット避難スペースの設営や受付、清掃の訓練も行いました。



日頃からの備え

ペットと一緒に安全に避難でき、避難所で周りの人へ迷惑をかけず、安心して過ごすためには、日頃からの心構えと備えが大切です。

■備蓄品

- ・フード、水(5日以上)
- ・療法食、薬
- ・ケージ
- ・食器
- ・ペットシート、排泄物の処理道具
- ・首輪、リード
- ・飼い主とペットの情報(飼い主の連絡先、ワクチン接種状況、健康状態、かかりつけ動物病院など)



■健康管理

狂犬病予防接種や混合ワクチンのほか、ノミなどの外部寄生虫の駆除などを行い、動物の体を清潔に保ち、健康管理に注意しましょう。

■しつけ

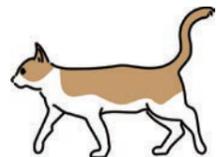
【犬の場合】

- ・「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけをする
- ・ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- ・不必要に吠えないようにしつける
- ・人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく
- ・決められた場所で排泄ができるようにする
- ・狂犬病予防接種(義務)に加え各種ワクチンを接種する
- ・犬フィラリアやノミ・ダニなどの寄生虫を予防、駆除する
- ・シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ
- ・不妊去勢措置を行う



【猫の場合】

- ・ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- ・人や他の動物を怖がらないように慣らしておく
- ・決められた場所で排泄ができるようにする
- ・各種ワクチンを接種する
- ・寄生虫を駆除する
- ・不妊去勢措置を行う
- ・できる限り室内で飼育する(放し飼いだと災害時に行方不明になることが多い)



日本赤十字社から ペットケージを寄贈いただきました



日本赤十字社大阪支部守口市地区からペットケージを寄贈いただきました。大規模災害時に、指定避難所でペットの受け入れをする際に活用させていただきます。

ためらわずに!

人 ペットと一緒に避難

問 危機管理室 TEL 06-6992-1496

近年、ペットを飼育する人にとって、ペットはかけがえのない大切な家族の一員として認識されていますが、災害発生時にペットを連れて避難することをためらい、その結果被災してしまうようなことがあっては絶対にいけません。

災害発生時、まずは自身の命を守るための行動が大切ですが、市ではペットと一緒に避難する「ペット同行避難(※)」の取り組みを進めるため、市の指定避難所でペット同行避難者の受け入れができるよう、このたび「守口市災害時におけるペットとの避難マニュアル」を作成しました。

避難所にはペットが苦手な人、アレルギーを持っている人などさまざまな人がいます。また、ペットの鳴き声、臭いなどのトラブルが発生することもあります。

大規模災害発生時には、さまざまな人が一定期間、共に生活することが必要になることもあるため、すべての避難者が少しでも気持ちよく過ごすことができるよう、事前のルール作りや避難所運営における留意点などをマニュアルにまとめています。

(※)災害時にペットを連れて指定避難所などへ避難する行動のことを意味します。同行避難後、避難所などで飼い主がペットと同室で避難生活をするものではありません。

■開設条件

- 1 守口市域または隣接地域(大阪市東淀川区、旭区、鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市)で震度5弱以上の震度を観測したとき
- 2 警戒レベル3(高齢者等避難)以上の避難情報が市から発令されたとき
- 3 その他、災害対策本部長が必要と認めたとき

■ペット同行避難が可能な避難所

ペットと避難できる避難所は、指定避難所とする小・中学校のうち、一般避難者と動線が交わらないなど、一定の要件を満たしたペット避難スペース(飼育場所)の確保や、児童・生徒の教育活動などへの影響を勘案しながら、災害発生状況に応じて、市が決定し、市民に周知します。

■受け入れ対象動物

犬(狂犬病予防接種済みの犬に限る)・猫・その他ケージで飼育可能な齧歯類(リスなどのこと)、小鳥などの小動物
※特定動物や特定外来生物に指定された動物、大型の動物や特別な管理が必要な動物については、原則、市の指定避難所には入ることができませんので、別の避難先を検討してください。

■避難所におけるペット飼育管理のルール

- (1)避難所運営本部の指示には必ず従ってください。
- (2)ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。
- (3)ペットは指定された場所に必ずつなぐか、ケージなどの中で飼育してください。
- (4)ペットを人の居住区域に入れないようにしてください。
- (5)ペットの飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- (6)ペットの食料や薬は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
- (7)ペットによる苦情、他人への危害防止に努めてください。
- (8)必ず屋外の指定された場所で排便させ、後始末をしてください。
- (9)ノミの駆除などの衛生環境の維持に努めてください。
- (10)運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- (11)飼い主の会が発足された場合、必ず参加してください。
- (12)名札などを装着し、飼い主がわかるようにしてください。
- (13)飼育困難な場合は、避難所運営本部に相談してください。
- (14)ペットの関係で、他の避難者からのペットに関する苦情などトラブルが生じたときは、原則として、飼い主自身が対応してください。

詳しくはコチラ

